

(資料2)

平成20年2月29日現在案

日本産花き輸出 マニュアル

【平成19年度みなぎる輸出活力誘発

委託事業（花きの輸出促進）成果】

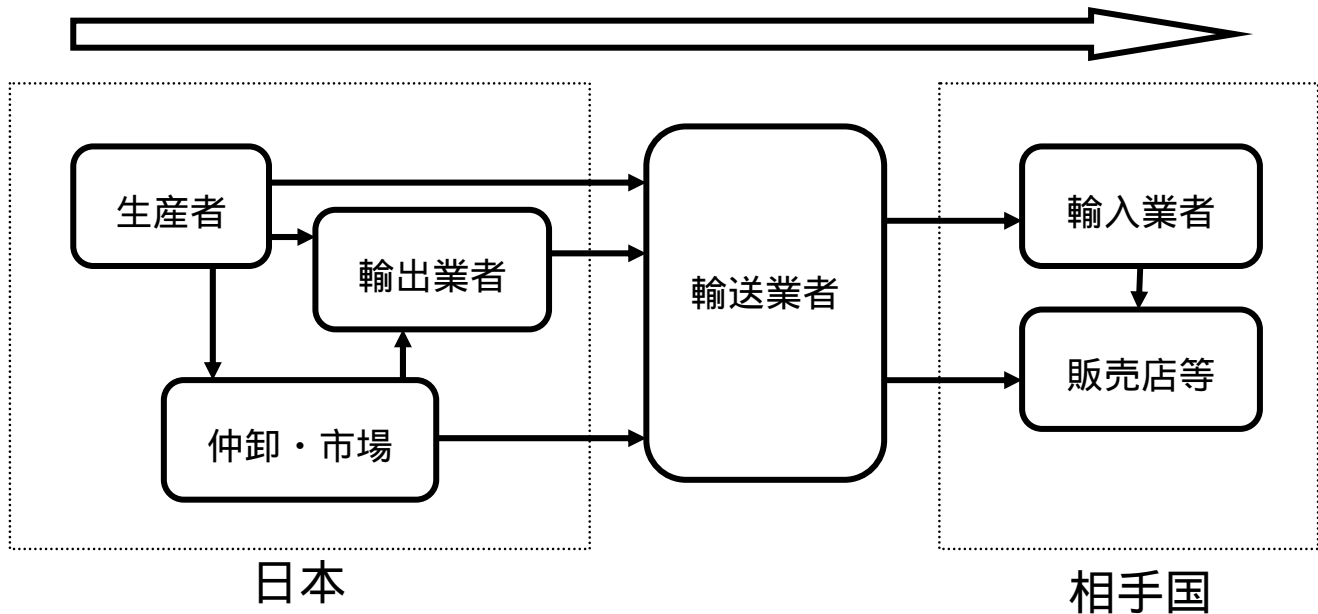
財団法人日本花普及センター

平成20年3月

目 次

- . 花き輸出の概要 【4】
 - 花き輸出フローチャートとその要点 および図
- . 輸入制限・禁止品目等 【30】
 1. ワシントン条約 (CITES)
 - (1) ワシントン条約とは
 - (2) ワシントン条約に該当する花きについて
 - (3) 申請方法について
 2. 輸入制限品目について
 - (1) 植物輸出検査
 - (2) 国別制限品目一覧および検疫要求事項
(EU, 中国、香港、UAE、タイ、アメリカ)
 - (3) 植物検疫の受検方法について
- . 関税関連基礎情報 【6】
 1. 関税についての基礎知識
 2. 関税率の検索方法
 3. 経済連携協定 (EPA) に批准した税率について
- . 輸送基礎情報 【19】
 - 輸出フロー (各名称、役割、所要時間等)
 - 日本 出港地情報
 - 空港：成田、関空、中部、その他
 - 港湾；横浜、神戸、その他
 - 相手国 入港地情報 (空港 / 港湾)
 - 輸送環境についての基礎知識
- . 輸出手続き 【10】
 -) 必要手続き、書類一覧
 -) インボイスの書き方
 -) 料金算出方法 (重量容積等)
- . その他 【2】
 -) 問合せ先一覧
 -) その他

1．輸出における物品の流れ

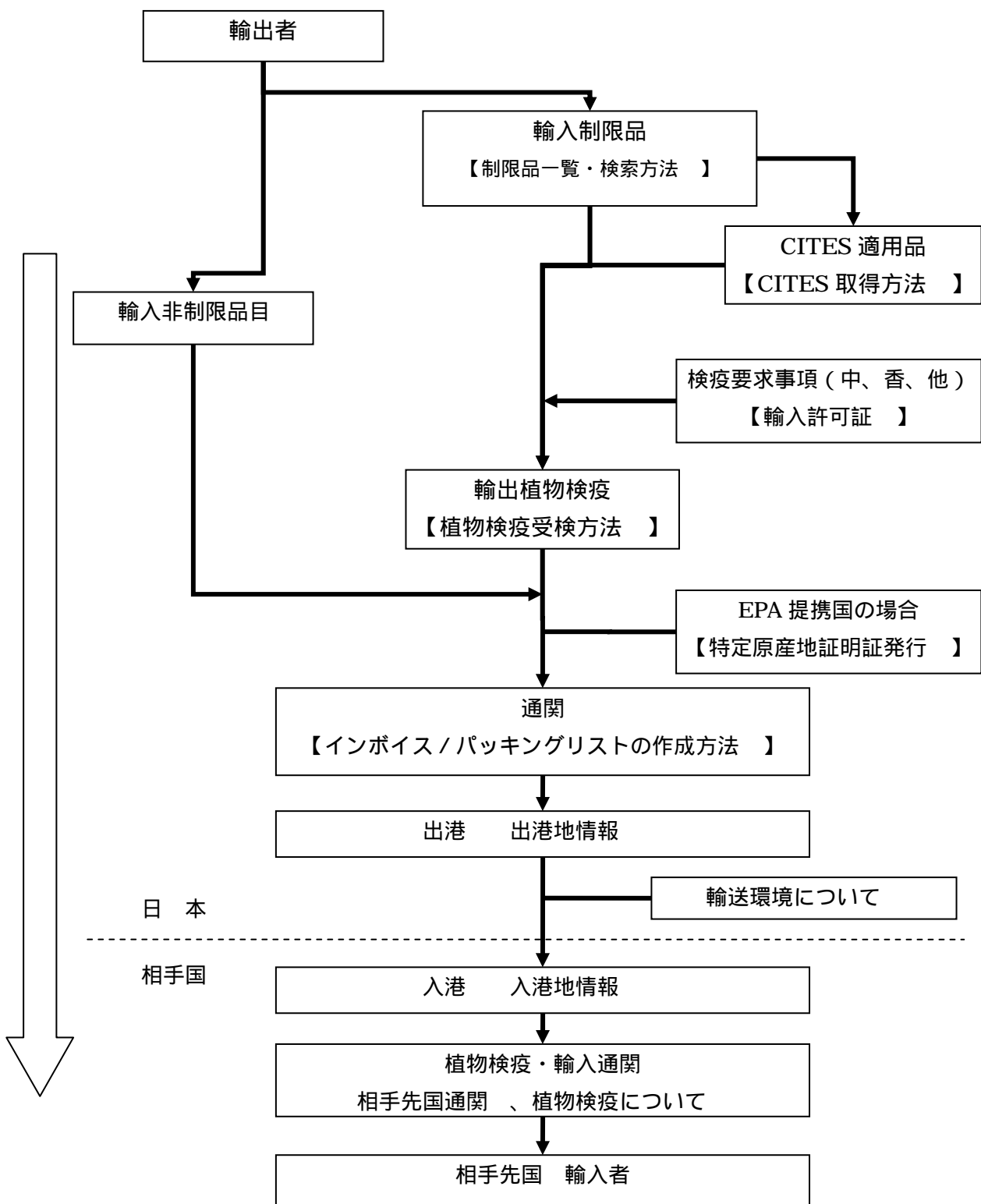


2．手続きと申請の相関関係

- 植物検査証明書 輸出者が 農林水産省 植物防疫所 へ申請
- 栽培地検査証明書 輸出者が 農林水産省 植物防疫所 へ申請
- 輸入許可書 輸出者が輸入者を通じて 相手国植物防疫機関に申請
- ワシントン条約に係る申請書 輸出者が 経済産業省 へ申請
- その他
(図を入れる)

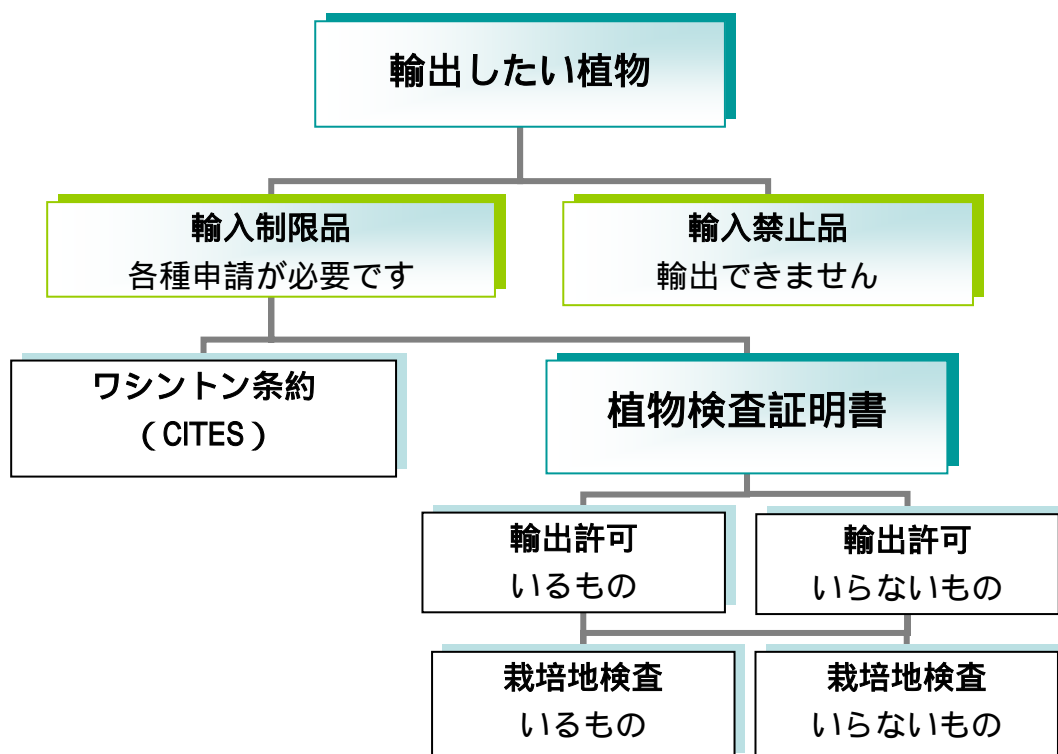
3．段階別問題点

輸送上の問題点等、図を入れる



・・・マニュアル掲載箇所

植物を輸出する際には、以下に該当するかどうかの確認と、該当品であれば申請や検査を受け、証明書等を発給してもらう必要があります。



1. ワシントン条約 (CITES : サイテス)

(1) ワシントン条約とは

ワシントン条約(「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」)(CITES (サイテス): Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする条約です。

野生動植物の種の絶滅のおそれの程度に応じて同条約附属書に掲載し、国際取引の規制が行われます。この附属書に記載されている品目については、同条約に基づく輸出許可証を取得しなければ輸出ができません。

また、該当品のなかでも絶滅の危険性の程度等により「附属書Ⅰ」、「附属書Ⅱ」、「附属書Ⅲ」に分けられ、商業用として認められるのは「附属書Ⅱ」に該当する品目です。「附属書Ⅰ」は、野生ものについては、学術研究目的(植物園等における共同保全計画等)以外の輸出は認められませんが、人工栽培されたものに限り、例外的に商業目的での輸出が認められる場合(パフィオデンドロム等)があります。「附属書Ⅲ」は、ネパールのグネムツ科グネムツ類

グネトウム・モンタヌムなど、特定の国の特定品目についての取り決めですので、輸出に関して該当する品目はこの中にはありません。

なお、このワシントン条約に関する申請手続き等は、経済産業省の管轄になります。

(1) 附属書 I :	絶滅のおそれのある種であって取引による影響を受けており又は受けることのあるもの。商業取引を原則禁止する（商業目的でないと判断されるものは、個人的利用、学術的目的、教育・研修、飼育繁殖事業が決議 5.10 で挙げられている）。取引に際しては輸入国の輸入許可及び輸出国の輸出許可を必要とする。
(2) 附属書 II :	現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種又はこれらの種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなければならない種。輸出国の許可を受けて商業取引を行うことが可能。
(3) 附属書 III :	いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ、取引の取締のために他の締約国の協力が必要であると認める種。附属書 III に掲げる種の取引を、当該種を掲げた国と行う場合、許可を受けて行うことが可能。

(2) ワシントン条約に該当する花きについて

このワシントン条約に該当する品目として花きの場合、ソテツ科、イチイ科、ナンヨウスギ科、ラン科、シクラメン属全種などが挙げられます。また、該当品でも人工繁殖したものはこの CITES の申請が不要となるかわりに「人工繁殖証明書」が必要となります。

該当品目を検索するには、経済産業省のホームページから検索ができます。

なお、品目、品種の学名についての知識が必要となりますので、

CITES 該当品目 (抜粋)

該当品	付属書	付属書
ソテツ科	Cycas beddomei チャボソテツ(キュカス・ベドメイ)	CYCADACEAE spp. #1 ソテツ科全種(付属書 に掲げる種を除く。)
イチイ科 ヒラヤマイチイ	なし	Taxus chinensis #2 チュウゴクイチイ(タクス・キネンシス) 及びこの種内に分類されるもの [Chinese Yew] Taxus cuspidata (注: 以下参照)#2 イチイ(タクス・クスピダータ) 及びこの種内に分類されるもの [Japanese Yew] Taxus fuana #2 (タクス・ファナ) 及びこの種内に分類されるもの Taxus sumatrana #2 タクス・スマトラナ及びこの種内に分類されるもの [Chinese Yew] Taxus wallichiana #2 インドイチイヒラヤマイチイ [Himalayan Yew] 注: 鉢又は小さな容器に入った生きているタクス・クスピダータの人工的に繁殖させた交配種及び栽培変種であって、送り荷ごとに分類名が明示されたラベル又は文書及び繁殖されたことを証する書類が添付されたものは、この条約の適用を受けない。
ラン科	(付属書 に掲げる次のすべての種は、試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、この条約の適用を受けない。) Aerangis ellisii (アエランギス・エルリスイイ) Dendrobium cruentum (デンドロビウム・クルエントウム) Laelia jongheana (ライリア・ヨンゲアナ) Laelia lobata (ライリア・ロバタ) Paphiopedilum spp. パフィオペディラム属全種 [Asian slipper orchids, Slipper orchids] Peristeria elata (ペリステリア・エラタ) [Holy Ghost orchid; Dove orchid] Phragmipedium spp. フラグミペディウム属全種 [Slipper orchids, South American slipper orchids] Renanthera imschootiana (レナンテラ・インスコオティアナ) [Red vanda orchid]	ORCHIDACEAE spp. (注: 以下参照) #1 ラン科全種 [Orchids] (付属書 に掲げる種を除く。) 注: シンビディウム、デンドロビウム、ファライノプシス及びヴァンダ属の交配種を人工的に繁殖させた標本は、次の(a)及び(b)に掲げる条件を満たす場合には、この条約の規定の適用を受けない。 (a) 標本が人工的に繁殖させたものであることが容易に認識し得ること並びに採取、同一の分類群及び船積み内での異なった大きさや形状、通常でない成長、異なった大きさ及び形状から物理的損傷、藻類又は他の葉上着生植物の器官の葉への付着若しくは昆虫又はその他の有害生物による損傷のような自然起源のものであること の特性を示さないこと。 (b) i) 花が咲いていない状態で船積みされる場合は、標本は、20以上の同一の交配種の植物が入っている個々の容器(例えば、厚紙製の箱、箱、クレート又は分けられたCC コンテナ)から成る貨物で取引されなければならないこと。容器内の植物が、高度の均一性及び健全性を示さなければならないこと。送り状のような交配種の植物の数を明示した文書が貨物に添付されなければならないこと。 ii) 花が咲いている状態(標本ごとに完全に開いた花が少なくとも一つ以上あること。)で取引される場合は、貨物ごとの標本の最小限の数は要件とはされないが、標本は商業的小売のために専門的に処理(例えば、交配種の名前及び最終的に処理された国名を明記した印刷されたラベル又は、印刷された包装材料で梱包されていること。)右は明確に目に見え、容易に検証できるものでなければならない。このような免除の条件に明確に該当しない植物は、この条約に定める適当な文書が添付されていないと見なされる。

該当品	付属書	付属書
シクラメン属全種	なし	Cyclamen spp. (注8) #1 シクラメン属全種 [Cyclamen] Cyclamen persicum(キククラメン・ペルシウム)の栽培変種の人工的に繁殖させた標本は、休眠中の塊茎として取引される標本を除くほか、この条約の適用を受けない。

このほかに、サボテン科全種、アロエ属全種等も該当します。

ここに紹介しています品目はリストの一部です。

これらは改正されることもありますので、最新情報をご参照ください。

経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/>

ワシントン条約事務局のホームページ <http://www.cites.org/>

【経済産業省ホームページより】

http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites/cites_top_page.htm

ワシントン条約(CITES)

Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
(絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約)

自然のかけがえのない一部をなす野生動物植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護することを目的とした条約です。

- ワシントン条約について
 - 設立の経緯及び概要
 - ワシントン条約について
 - ワシントン条約全文
- 規制対象動物植物
 - ワシントン条約付属書(解釈)
 - ワシントン条約付属書(動物界)
 - ワシントン条約付属書(植物界) ← 該当品リスト検索はこちら
- お知らせ
 - 米国向けのワシントン条約に基づく輸出許可書等の取り扱いについて
 - 付属書Ⅲ改正情報(平成19年8月13日)
 - 付属書Ⅲ改正情報(平成19年5月3日)
 - 付属書Ⅲ改正情報(平成19年3月4日)
 - インターネットオークションで海外から購入する商品について
 - 条約加盟国追加情報
 - チベットアンテロープ(付属書Ⅰ掲載種)を使った製品(みやげ品)の輸入について
 - レッサーパンダ等(付属書Ⅰ掲載種)の「移植動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会」のための輸入について
 - 海外で購入して日本へ持ち帰る おみやげ品(輸入品)について
- 掲載種の輸出について
 - 輸出申請について・申請窓口
 - 輸出手続きフロー図
 - 提出書類一覧 ← 申請書ダウンロードはこちら
- 掲載種の輸入について
 - 輸入承認申請手続きについて
 - 事前確認申請手続きについて
 - 輸入手続きフロー図
 - 提出書類一覧
- 関連リンク
 - ワシントン条約事務局
 - 関係省庁等

最新情報はここを確認

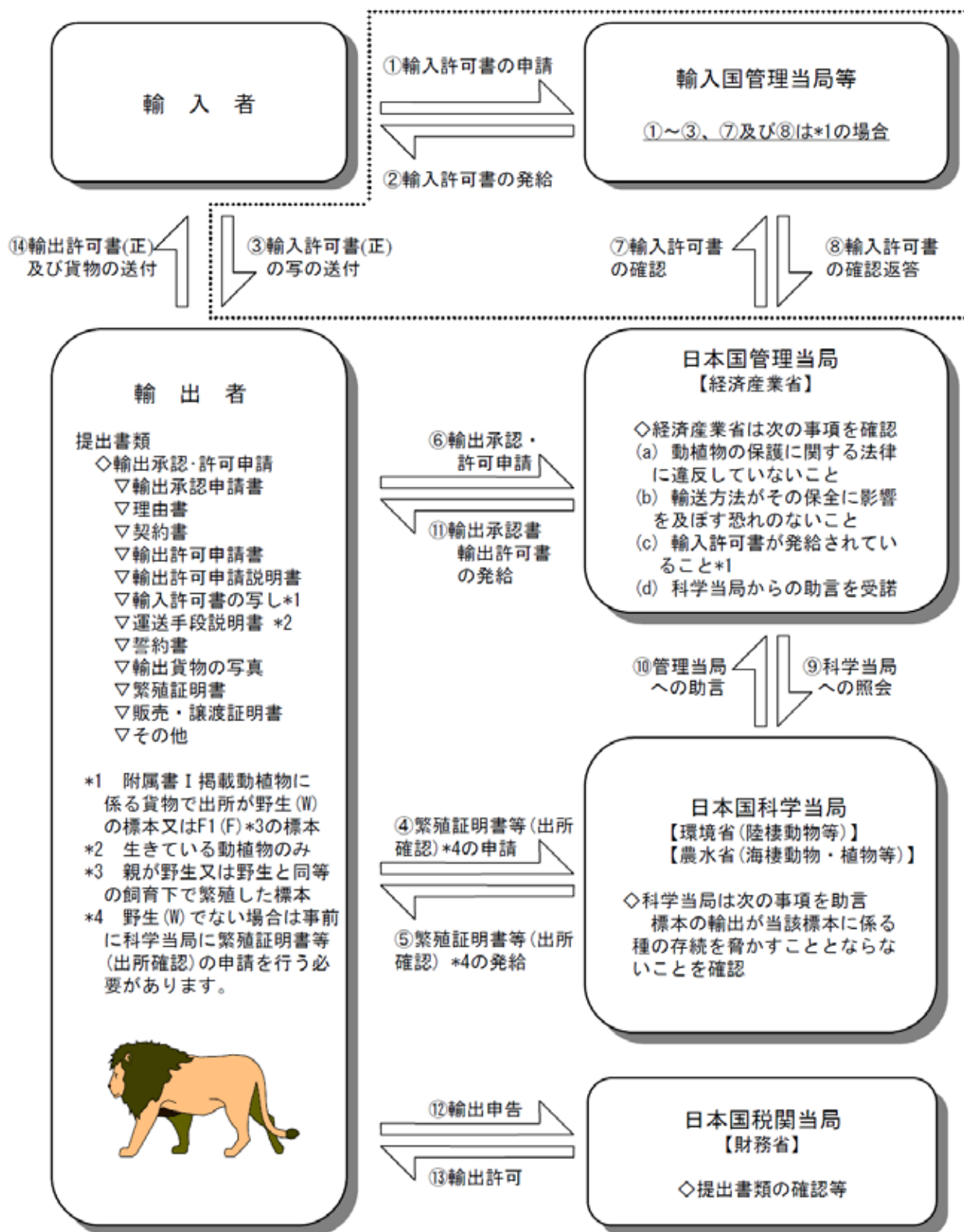
(3) CITES (輸出) 申請方法

申請書類一覧

書類名	提出数
輸出承認申請書	原本2通
申請理由書	原本1通
輸出契約書 [取引内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる: ここではプロフォーマーインボイス(売買契約前の契約書)やインボイス(請求書)で、輸入者(相手国バイヤー)のサインが入ったものの写しでよい]	写し1通
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本 国輸出許可書 [CITES の本体となります。用紙は政府刊行物サービス・センターや防疫協会 等で購入します]	原本3通 (指定用紙を購入)
輸出許可申請説明書	原本2通
輸入国のワシントン条約に係る管理当局が発行した輸入許可書(附属書 の 野生、F1世代又は野生と同等の飼育下で繁殖された動植物の標本の場合 のみ必要) [付属書 に該当する品目にのみ必要となります]	写し2通
飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあっては、関係省 が発行したその旨を証明する書類(繁殖証明書等) [通常は不要になります]	原本及び写し1通
生きている動物にあっては、運送手段説明書 [ここでは箱のサイズ、形状も記載する]	原本2通
我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲又は採取したものでな い旨の誓約書	原本2通
個体(生死の別を問わない)又は個体の部分である場合には、これを記録し た写真(A4紙に貼付) [ここでは栽培地の写真と植物の全身写真が必要]	2枚
販売又は譲渡された貨物にあっては、販売証明書又は譲渡証明書 [通常は不要]	原本及び写し1通
その他必要であるとして提出を求められた書類等(学術研究目的の場合は、 研究内容を記した書類等) [通常は不要]	指示された通数

手続きのフロー図(次ページ参照)

ワシントン条約附属書 I 及び II 掲載動植物に係る貨物の輸出
(輸出制度：輸出承認・輸出許可)



出所：経済産業省 HP「ワシントン条約 (CITES)」

(http://www.meti.go.jp/policy/boekikanri/pages/cites/cites_top_page.htm)

【申請窓口の案内】

申請の受付時間：毎週月～金(祝日、休日、年末年始を除く。)

午前10:00～12:00、午後1:30～3:30

* 郵送、宅配での申請も受け付けています。その場合は、全ての申請書類を揃えた上で、下記担当課室に送付する。また、郵送での返信を希望される場合は、返信用封筒に宛先及び「配達記録」、「簡易書留」又は「書留」の別を記載し、相当分の切手を貼付した上で同封する。

申請先：各経済産業局、各通商事務所、沖縄総合事務局

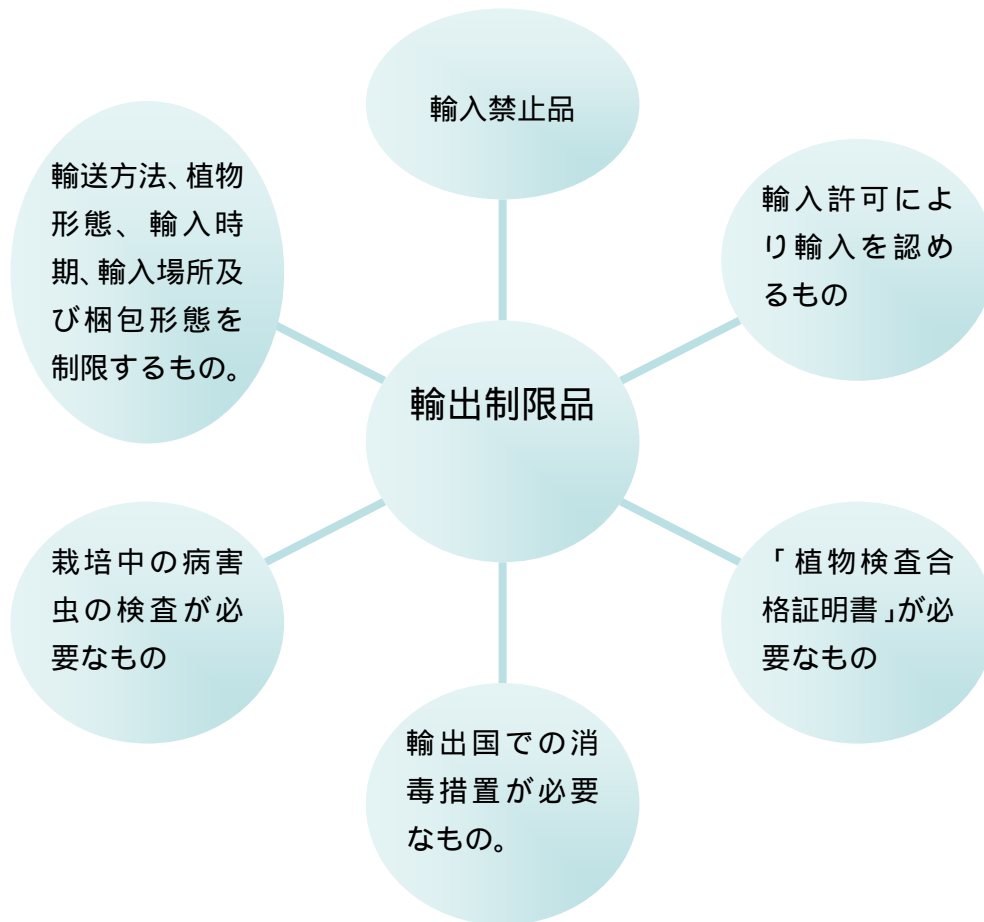
【各経済産業局等の窓口一覧】詳細は以下の窓口にお問い合わせください(*平成20年3月現在)

(窓 口 先)	(連 絡 先)
北海道経済産業局 産業部 国際課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌合同庁舎	電話:011-709-1752
東北経済産業局 産業部 国際室 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1	電話:022-215-7142
関東経済産業局 産業企画部 国際課 〒330-9715 埼玉県さいたま市上落合2-11 埼玉新都心合同庁舎1号館	電話:048-600-0264
東京通商事務所 業務課 〒113-0034 東京都文京区湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎	電話:03-5842-7071
横浜通商事務所 業務課 〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1 横浜第二港湾合同庁舎6階	電話:045-201-9606
近畿経済産業局 通商部 通商課 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44	電話:06-6966-6034
神戸通商事務所 総務課 〒651-6591 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル6階	電話:078-221-7901
中国経済産業局 産業部 国際課 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	電話:082-224-5655
四国経済産業局 産業部 国際室 〒760-8512 香川県高松市番町1-10-6	電話:087-831-3141
九州経済産業局 国際部 国際課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1	電話:092-482-5425
沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課 〒900-8530 沖縄県那覇市前島2-21-7	電話:098-864-2321

2. 輸入制限品目について

(1) 植物等輸出検査

諸外国が、自国に持ち込まれる植物に対して課す制限には概ね次のようなものがあります。このような制限がかけられる植物は国により、植物の種類により異なり、この内容は植物検疫要求として植物検疫所で収集されています。

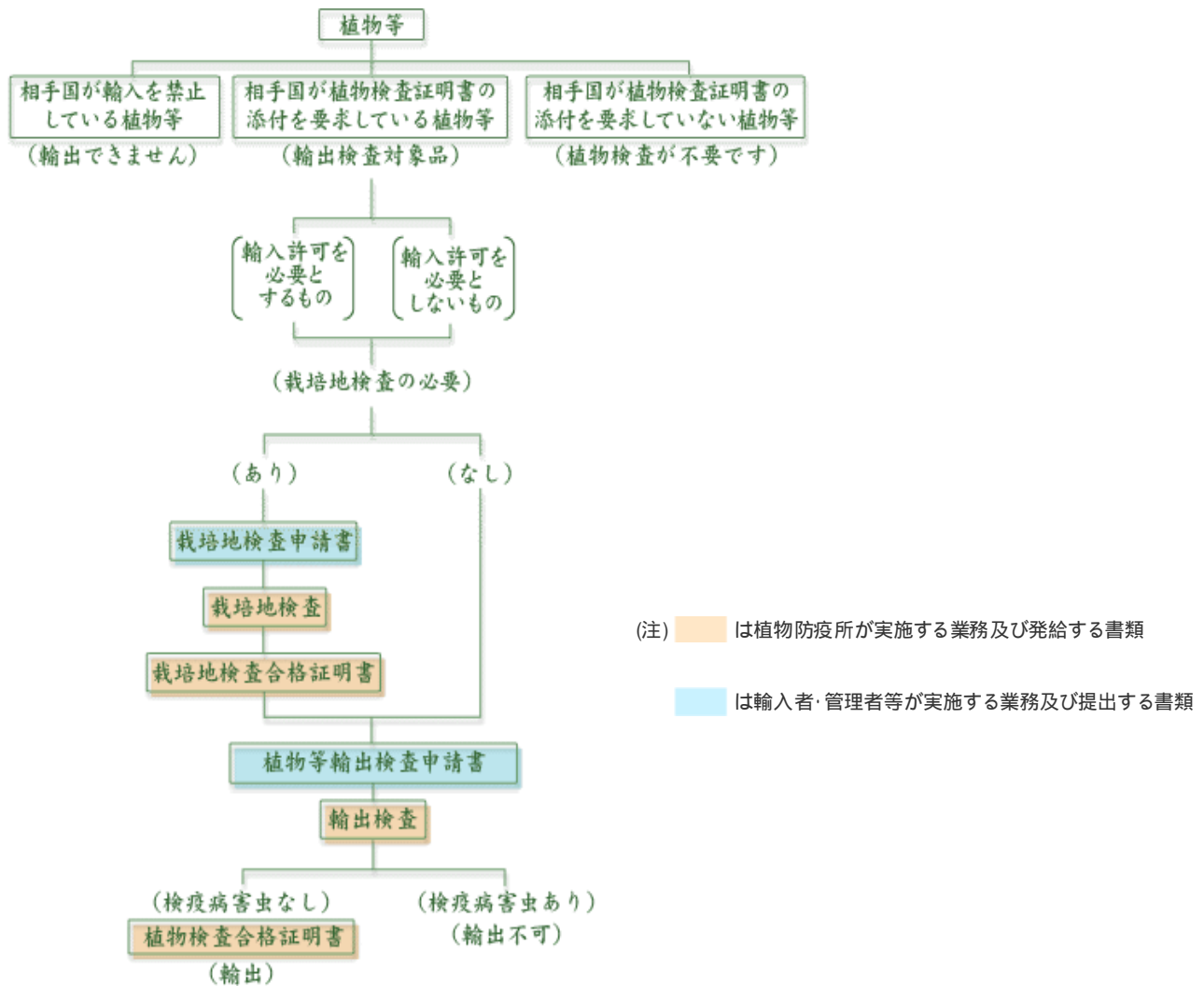


植物防疫所では、相手国の検疫要求内容を確認して、植物に付着する病害虫の検査が行われています。検査する場所は、輸出される港や空港の植物防疫所ですが、大量の貨物の場合は倉庫等でも検査をします。また、栽培中の検査は栽培地に向いて検査を行います。栽培シーズンが始まる前に検査の申請が必要です。

なお、ゆりやチューリップの球根については、日本の法律により栽培中に行う栽培地検査に合格したものでないと輸出検査が受けられないことになっていますのでご注意ください。

検査に関する詳細は、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。

輸出検査のながれ



(2) 国別制限品目一覧および検疫要求事項

主要国データおよびデータ検索方法の紹介

EU
 中国
 香港
 タイ
 UAE
 アメリカ

(3) 輸出植物検疫の受検方法について

輸出植物検疫

【事前の準備】

まず、相手国の輸入禁止品に該当しないかを確認します。これに該当するものは原則輸出

できません。また、次に相手国から特別な検査を要求されていないかを確認します。この特別な検査とはおおむね以下の必要事項があります。

(ア) 輸入許可が必要か？

(イ) 栽培地検査が必要とされるか？

(ウ) 植物検査証明書が必要か？

(ア) (イ) が必要な場合は事前に取得しておかないと、(ウ)を受けることができません。

相手国からの特別な検査要求事項について

(ア) 輸入許可証

輸入者を通じて相手国の植物防疫機関から取得してください。また、相手国の植物防疫機関へ直接に申請して取得することもできます。

(イ) 栽培地検査

【事前の準備】

まず、相手国の輸入禁止品に該当しないか、相手国から特別な検査を要求されていないかどうかを確認します。相手国の検疫要求に応じて、検疫対象の病害虫の付着や寄生の有無について、さまざまな検査を行います。栽培地検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検査に長期間を必要とすることがあるので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

【栽培地検査が必要な品目】

近年、種子や苗木については、日本国内での栽培地検査を要求する国が増えてきています。例えばインド及び南アフリカのアブラナ科種子、EU向け五葉松、ビャクシン類の盆栽、米国及び豪州向けナシ類の生果実、米国及びニュージーランド向けリンゴ生果実、米国及びニュージーランド向け温州ミカン生果実などがあります。

【栽培地検査の概要】

対象とされる病害虫の発生時期にあわせて栽培地に植物防疫官が出向いて検査を実施します。栽培地検査には日本の規則に基づくものと相手国の要求に基づくものとがありますが、輸出相手国、輸出植物及び対象となる病害虫の種類によって、検査の回数、時期が決められています。EU向け盆栽は、1シーズンに6回、2年間にわたって検査が行われます。

輸出検査は植物の全量について実施するのではなく、植物の種類・数量に応じて一定量を抽出して行います。

また、この栽培地検査での手数料は必要ありません。その他、植物検疫の手続において、国は手数料を一切徴収していません。

【申請手順・フロー】

栽培地検査申請書をダウンロード

植物防疫所へ栽培地検査申請書を提出

受検

証明書発行

【申請用紙】

栽培地検査申請書を植物防疫所 HP よりダウンロードし、必要事項を記載の上、植物防疫所に提出します。

栽培地検査申請書 (http://www.pps.go.jp/law/form/form_04.html)

【様式と記入方法】

植物検疫防疫所について

<http://www.pps.go.jp/list/index.html>

- ◇ 横浜植物防疫所
- ◇ 名古屋植物防疫所
- ◇ 神戸植物防疫所
- ◇ 門司植物防疫所
- ◇ 那覇植物防疫所

・ 関税関連基礎情報

1 . 関税についての基礎知識

輸出をする際には、輸出先の関税率を知る必要があります。関税には種類があり、日本からの輸出品に一般的に適用されるのは、MFN 税率と呼ばれる、世界貿易機構（WTO：World Trade Organization）加盟国および協定締結国で適用される税率です。また、この他に相手国によっては FTA 税率（自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に基づく関税率）や EPA 税率（経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement））に基づく関税率を適用できる国もあり、これを受けるには別途申請が必要となります。

【関税についての基礎知識】

関税とはなにか

関税とは、輸出入貨物にのみ課される租税で、輸入税、輸出税、通過税などがあるが、一般には輸入税をさす。

関税率とは

関税額を決定するために輸入貨物の価格や、数量等に対して適用される比率のこと。

HS（Harmonized System）とはなにか

Harmonized Commodity Description and Coding System「商品の名称および分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく、商品の名称・分類品目表（WCO-世界税関機構作成）。関税および統計等に関して、世界の多くの国で採用されている。そのHS番号は6桁まで世界共通、7桁以降は、各国による細分類となっている。すべての物品はHS番号のいずれかに分類される。

MFN税率 = WTO協定税率とは

最恵国待遇適用国（MFN=Most Favored Nation）への税率で、WTO加盟国および協定締結国に適用される。日本からの輸出品に一般的に適用されるのはこの税率。

特惠関税とは

一般特惠関税 = GSP（Generalized System of Preferences）は、UNCTAD 合意による、先進国の途上国に対する特惠税率。WTO協定税率より低い税率が適用される。このほか後発開発途上国に適用される特別特惠関税などがある。

関税を支払うのは誰か

一般的には輸入者側が支払う。契約により、輸出者が負担することもある。（DDP Delivered Duty Paid 関税込持込渡条件）

関税を決定するのは誰か

各国の税関が各国の法に基づき決定する。

最終的には現地税関の判断になるため、実際の適用率は、現地輸入業者を通してあるいはE-mail等で直接、現地税関に確認することをお奨めする。

関税の種類

(1)従価税：輸入貨物の価格を課税基準とする方法。もっとも広く採用されている。

(2)従量税：輸入貨物の数量（重量、長さ、面積、容積、個数等）などを課税基準とする方

法（原油、酒類など）

(3)混交税: (1),(2)を同一品目に設定。税額の高い方が低い方を選択あるいは併用する課税方法。

課税基準について

関税を適用する場合の基準となる価格は、各国の関税法等により規定されている。

主な課税基準

(1)CIF 価格: Cost, Insurance ,Freight の略。運賃保険料込み到着地価格

(2)FOB 価格: Free on Board の略。本船渡し発送地価格

(3)法定価格: 国内市場価格を調整しながら、輸入品の課税価格を決定する国定価格

関税以外の諸税について

関税以外に輸入品に課税される内国税や各種取り扱い手数料などで、国によって異なる。

特殊な関税

通常に関税以外にアンチダンピング税、相殺関税、報復関税などの特殊関税があり、WTOでも認められている。

各国の関税体系について

関税率には法定税率、一般（基本）税率、協定税率、特惠税率、一般特惠税率などさまざまな種類があるが、それぞれの用語の定義や、どの税率をどのように組み合わせ（あるいは単独で）採用するかは、国により異なる。各国の関税体系（関税の種類、適用範囲、課税基準、特殊な関税など）については ジェトロ・ウェブサイト > 海外のビジネス情報 > 国・地域別情報の関税制度の項を参照されたい。

2．関税率の検索方法

各国の税関のホームページ等を利用した検索方法もありますが、より便利なツールとして、日本貿易振興機構（JETRO）のウェブサイト内の「世界各国の関税率」（<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>）というページがあります。ここからは、登録すれば日本在住のどなたでも無料検索をすることが可能です。なお、花きについての検索は、HSコードの知識が必要ですので、以下を参照してください。

補足【HSコードについて】

「HSコード」とは "Harmonized Commodity Description and Coding System"（商品の名称および分類についての統一システム）に関する国際条約（HS条約）で定められた商品を分類する番号のことです。商品を輸出入する際には、このHSコードによって品目を特定します。関税率は、HSコードごとに決められています。なお、上6桁までが世界共通で、それ以降は各国によってことなります。

（花きに関するHSコード分類：上4桁）

0601 球根等

0602 樹木、鉢物類等

0603 切り花類等

0604 切葉類等

表：日本における HS コード分類

番号 No.	統計 細 Stat. Code No.	品名	税率 Rate of Duty				Description
			基本 General	協定 WTO	特恵 Preferential	暫定 Temporary	
06.01		りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠し、生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根（第12.12項のものを除く。）					Bulbs, tubers, tuberous roots, corms, crowns and rhizomes, dormant, in growth or in flower; chicory plants and roots other than roots of heading No.12.12:
0601.10		りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（休眠しているものに限る。）	無税 Free	(無税) (Free)			Bulbs, tubers, tuberous roots, corms, crowns and rhizomes, dormant:
	010	－ユリ属のもの					Lilies spp.
	020	－チューリップ					Tulips
	090	－その他のもの					Other
0601.20	000	りん茎、塊茎、塊根、球茎、冠根及び根茎（生長し又は花が付いているものに限る。）並びにチコリー及びその根	無税 Free	(無税) (Free)			Bulbs, tubers, tuberous roots, corms, crowns and rhizomes, in growth or in flower; chicory plants and roots
06.02		その他の生きている植物（根を含む。）挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸					Other live plants (including their roots), cuttings and slips; mushroom spawn:
0602.10	000	根を有しない挿穂及び接ぎ穂	無税 Free	(無税) (Free)			Unrooted cuttings and slips
0602.20	000	樹木及び灌木（食用の果実又はナットののものに限るものとし、接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無税 Free	(無税) (Free)			Trees, shrubs and bushes, grafted or not, of kinds which bear edible fruit or nuts
0602.30	000	しゃくなげ、つつじその他のつつじ属の植物（接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無税 Free	(無税) (Free)			Rhododendrons and azaleas, grafted or not
0602.40	000	ばら（接ぎ木してあるかないかを問わない。）	無税 Free	(無税) (Free)			Roses, grafted or not
0602.90		その他のもの	無税 Free	(無税) (Free)			Other:
		－きのこ菌糸					Mushroom spawn
	011	－しいたけのもの					Of shiitake mushrooms
	019	－その他のもの					Other
	090	－その他のもの					Other
06.03		切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）					Cut flowers and flower buds of a kind suitable for bouquets or for ornamental purposes, fresh, dried, dyed, bleached, impregnated or otherwise prepared:
0603.10		生鮮のもの	無税 Free	(無税) (Free)			Fresh
	010	－ラン科のもの					Orchis
	020	－キク属のもの					Chrysanthemums spp.
	030	－ユリ属のもの					Lilies spp.
	040	－ばら					Roses
	050	－カーネーション					Carnations
	090	－その他のもの					Other
0603.90	000	その他のもの	無税 Free	(無税) (Free)			Other
06.04		植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽のいずれも有しないものに限る。）草、こけ及び地衣（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）					Foliage, branches and other parts of plants, without flowers or flower buds, and grasses, mosses and lichens, being goods of a kind suitable for bouquets or for ornamental purposes, fresh, dried, dyed, bleached, impregnated or otherwise prepared:
0604.10	000	こけ及び地衣	5%	3%	無税 Free		Mosses and lichens
		その他のもの					Other
0604.91	000	生鮮のもの	5%	3%	無税 Free		Fresh
0604.99	000	その他のもの	5%	3%	無税 Free		Other

注：1 この類には、第06.01項のチコリー及びその根の場合を除くほか、通常、苗、苗木又は花きの生産業者又は販売業者が提供する樹木（生きているものに限る。）その他の物品（野菜の苗を含む。）で、栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし、第7類のばれいしょ、たまねぎ、ジャロット、にんにくその他の物品を含まない。

2 第06.03項又は第06.04項の物品には、全部又は一部をこれらの物品から作った花束、花かご、花輪その他これらに類する物品（附属品のいかなるものを含むものとし、第97.01項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。）を含むものとし、第97.01項のコラージュその他これに類する装飾板を含まない。

資料：日本関税協会「実行関税率表」

3. 経済連携協定（EPA）に批准した税率について

日本と経済連携協定（EPA）締結国のあいだでは、MFN 税率より低い税率（EPA 税率）を定められることから、EPA を結んだ国同士は他国よりも低い税率で輸出入を行うことができます。

この EPA 税率を適用して低税率（あるいは無課税）での輸出をするためには、日本商工会議所が発行する特別原産地証明書発給を行わなければなりません。

資料：日タイ経済連携協定（EPA）と特定原産地証明書の発給について

2006 年 11 月から発効された日タイ経済連携協定（JTEPA）により、従来までの課せられていた関税が、0%もしくはそれに近い割合になり、今後の輸出促進に期待がかかるところであるが、以下の点注意しなければならない。

【注意点 1】税率がすぐにゼロになるわけではない

税率が発効後すぐにゼロになるものと、段階的にゼロもしくは低税率になるものとある。

例えば切花類（HS06.03）では、バラ、キク、カーネーションなどの切花（HS06.03

【注意点 2】最恵国待遇（MFN）関税との逆転現象について

JTEPA が 2006 年 11 月に発効した一方で、タイが相次いで最恵国待遇（MFN）関税の引き下げを行った結果、JTEPA で定める税率が MFN より上回ってしまうという逆転現象が起きている品目があると日本貿易振興機構（JETRO）は注意を促している（2007 年 10 月 19 日付）。JETRO が独自に行った税率の照合によると、JTEPA で規定されている税率（HS2002）と現行 MFN 税率（HS2007）とで分類体系が異なり正確な比較が難しいところもありますが、JTEPA で MFN より優遇される品目が全体の 6 割弱ほどを占める一方、およそ 4 分の 1 程度の品目について MFN と税率が逆転する可能性があるものと見られるとのことである。税率の逆転状態は段階的に JTEPA により税率が段階的に引き下げられる過程において、概ね順次解消されていくが、一方で今後のタイ側の MFN 税率引き下げの動きによっては、解消がそれほど進まないことも考えられるので、最新の情報を参照し JTEPA と MFN の税率の差を見比べる必要がある。

<http://www.jetro.go.jp/news/announcement/20071019954-news>

ただし、花き類（HS コード：06 類）については現在のところこの逆転現象は見られない。しかし、今後 MFN 税率が引き下げられることも考えられるので注意が必要である。

特定原産地証明書の申請方法

（日本商工会議所 HP より抜粋：<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index-thai.htm>）

【手順】

企業登録（所要 7 営業日） 輸出者（生産者は特に登録の必要ではない）

原産品判定依頼（所要 3 営業日） 輸出者、生産者のどちらかが申請

特定原産地証明書の発給申請（所要 2 営業日） 輸出者

ステップ1

企業登録

(1)「履歴事項全部証明書(発効日から3ヶ月以内)」 *法務局でもらう

(2)「特定原産地証明書の需給に関する委任/署名/電子情報処理組織による支援を受けるための識別

番号・暗証番号設定に係る通知書」

(3)発給申請書の記載事項の英語表記等通知書」

* (2)(3)は日本商工会議所に返信用封筒(140円)を同封して請求。申請先は日本商工会議所。

生産者(産地)と輸出者が異なる場合、この特定原産地証明書は生産者側からの証明書を添付すれば、輸入業者が行うことができるため、この企業登録においても輸入業者等が登録をすれば、生産者がそれぞれ登録をする必要はない。

また、同様に細かい農家が集まった農協などでも、農協が産地を取りまとめるということであれば、その農協が登録をしさえすればよい。

ステップ2

さて、企業登録が済めば、「JCCI 特定原産地証明書発給システム」が利用可能になり、次の 原産品判定依頼と、 特定原産地証明書の発給申請はこの「JCCI 特定原産地証明書発給システム」で行うこととなる。また、 原産品判定依頼はネット上でほぼ完結するが、 特定原産地証明書、 特定原産地証明書の発給申請は、典拠資料として「生産証明書」と、領収書や納品書等の添付が必要である。

詳細は日本商工会議所ホームページでマニュアルがダウンロードできる。

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index-thai.htm>

3. 輸送基礎情報

【19】

輸出フロー（各名称、役割、所要時間等）

日本 出港地情報

- 空港：成田、関空、中部、その他
- 港湾；横浜、神戸、その他

相手国 入港地情報（空港 / 港湾）

輸送環境についての基礎知識

- 国際輸送のポイント 概要
- クールチェーンについて
- コンテナ（リーファー、タイプ、ノーマル、ハイキューブ）
- 飛行機（常温貨物、生鮮貨物）
- 空港内でのハンドリングの流れ（成田、関空）
- フライトの選び方（経由、直行）
- 決済について（現金決済、L/C）
- その他

4. 輸出手続き

【10】

-) 必要手続き、書類一覧
-) インボイスの書き方
-) 料金算出方法 （重量容積等）